

飯舘村情報セキュリティ対策基本要綱

平成 16 年 4 月 1 日訓令第 13 号

令和 6 年 10 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 飯舘村の各情報システムが取り扱う情報には、住民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が数多く含まれている。本要綱は、本村が保有する情報資産、情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から保護し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本村が実施する情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報セキュリティポリシー

飯舘村情報セキュリティ対策基本要綱及び飯舘村情報セキュリティ対策実施に関する要領をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発、運用に係る全ての情報をいう。

なお、情報資産には紙等の有体物に出力された情報も含む。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態

を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 個人情報

個人にあっては、氏名、生年月日、その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

法人にあっては、代表者の氏名、住所等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(10) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(11) 内部系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(12) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(13) 独立系

マイナンバー利用事務系、内部系及びインターネット系とは異なるサーバに接続している情報システムで取り扱うデータをいう。

(14) 通信経路の分割

内部系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(15) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラ障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 本要綱が適用される行政機関は、村長部局、教育長部局、行政委員会、議会事務局、地方公営企業とする。なお、外郭団体については、本要綱の適用に関して別途協定を締結するものとする。

2 本要綱が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

(1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

(2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報及びこれらを印刷した文書。

(3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(情報セキュリティポリシーの位置付けと職員等の遵守義務)

第5条 情報セキュリティポリシーは、本村が所有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめたものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置する。

2 本村が所有する情報資産に関する業務に携わる全ての職員（会計年度任用職員を含む）及び外部委託事業者（以下、「職員等」という。）は、情報セキュ

リティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

本村が所有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱化

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講ずる。

①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

②内部系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県及び村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害から保護するために物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるよ

うに必要な対策を講ずる。

(6) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の方策、また、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずる。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講ずる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて監査を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要になった場合及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 前3条に規定する対策等を実施するために、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる具体的な要件を定める飯舘村情報セキュリティ対策実施に関する要領（以下、「実施要領」という。）を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 実施要領に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定める飯舘村情報セキュリティ対策実施手順（以下、「実施手順」という。）

を策定する。

（実施要領及び実施手順の取扱い）

第 11 条 実施要領及び実施手順は、公にすることにより本村の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

付則

- 1 この訓令は、公表の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 飯舘村電子計算組織の管理運営に関する規程（平成 5 年 12 月 24 日訓令第 23 号）は廃止する。

付則

本要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。